

議員提出第1号議案

足立区生きがい奨励金支給に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年2月21日

提出者

足立区議会議員	横田	ゆう
同	ぬかが	和子
同	はたの	昭彦
同	山中	ちえ子
同	小林	ともよ
同	西の原	ゆま

足立区議会議長 工藤 てつや 様

(提案理由)

高齢者が健康で充実した生活を送るために、生きがい奨励金を支給する必要があるため、本案を提出する。

足立区生きがい奨励金支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者に対し、生きがい奨励金（以下「奨励金」という。）を支給し、もって、生涯を通じ自らを高め、健康で充実した人生を送るための生涯学習活動、地域活動、福祉活動への参加を促し、支援することを目的とする。

(受給資格)

第2条 奨励金を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 毎年8月1日に、足立区に住所を有する者であること。ただし、次に掲げる施設入所者で、入所の際、足立区内に住所を有していたものであるときは、足立区に住所を有する者とみなす。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第25条及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条に規定する介護保険施設に入所中の住所地特例者

イ 法令の規定により知事又は区長の措置を受け、足立区の区域外の施設に入所している者（ただし、アに掲げる住所地特例者を除く。）

(2) 70歳以上の者であること。

2 前項第2号に規定する年齢算出の基準日は、前項第1号に定める日の翌年の3月31日とする。

(支給額等)

第3条 奨励金の額は、年額3,000円とする。ただし、区長が必要と認めるときは、奨励金に代えてこれに相当する額の商品券を支給することができる。

(申出及び通知)

第4条 奨励金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し出なければならない。

2 区長は、前項の規定により申出があったときは、第2条の規定による資格の有無を審査し、奨励金の支給の可否を決定し、その旨を通知する。

(届出事項)

第5条 奨励金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、受給者は速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。

(支給期日)

第6条 奨励金は、毎年11月1日に支給する。ただし、やむを得ない場合は11月1日以後においても支給することができる。

(返還)

第7条 区長は、受給者が虚偽の申請をし、又は不正の行為により奨励金の支給を受けたときは、既に支給を受けた額の全額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。